健生食輸発1114第1号 令和7年11月14日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (中国産ハスの種子のアフラトキシン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正: 令和7年11月12日付け健生食輸発1112第2号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において中国産ハスの種子からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別添1の中国の項中、

	製品検査の	条件	検査の項目	試験品	検査の方法	検査を受けることを
	対象食品等			採取の 方法		命ずる具体的理由
•	ハスの種子	_	総アフラトキ	別表2に	平成23年8月16日	総アフラトキシンが
			シン (アフラト	よるこ	付け食安発0816第	10 μ g/kgを超えて付
			キシン $B_1$ 、 $B_2$ 、 $G_1$	と。	2号「総アフラトキ	着しているおそれが
			及びG2の総和)		シンの試験法につ	あるため。
					いて」によること。	

を追加する。